

令和8年2月第2回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年2月10日(火)

午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員 (41人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実 5番 太田 明

7番 沼本通明 8番 樋口昌子 10番 柴田博行 11番 松本正幸

12番 中山克己 13番 武村一夫 14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤

16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹 32番 長尾 修

33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 36番 浅田光明 37番 戸田典宏

38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子

42番 二若正次 43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行

46番 清水 晃

4. 欠席委員 (4人)

農業委員 2番 岡田耕平 6番 池田和道 9番 入澤靖昭

推進委員 28番 太安隆文

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用集積等促進計画の公告について

日程第5 報告第3号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第6 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約に
ついて

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さん改めておはようございます。
ただいまから令和8年2月総会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶よろしく申し上げます。

会 長 おはようございます。
非常に寒い日ですけど、大変ご苦労さまです。大勢の出席をありがとうございます。先週末からかなり冷え込んでおまして、雪のほうもしっかりと降りました。警報のほうも出まして、いろいろと大変だったというふうに思います。選挙と重なりまして、本当にちょっと混乱した時期だったというふうに思います。毎日大変な時期ではございますけど、選挙もありまして国のほうの体制も、衆議院のほうは決まったということでございます。自民党、かなり票を伸ばしまして安定政権になったんだろうというふうに思います。我々農業委員としても、農業関係の政策がどうなるんだろうかという不安はございます。2027年から水田政策としておりますが、今かなり政策を練っているところでございます。今後どのような政策を打って、農家のほうはどういう影響を受けるのかというところが問題でございますけど、何とか持続していけるような政策をお願いしたいというふうに思います。

市のほうでもいろいろと予算を組まれまして取り組んでいかれるところでございます。意見書のほうを今後、これから2月に提出するというところでございます。市長のほうもいろいろと考えられているというふうに思います。農業委員の意見といえますか、地域から出た人の意見でございます。しっかりと市のほうも受け止めていただいて、今後の政策のほうもよろしくをお願いしたいというふうに思っております。

今年は選挙、任期が変わる時期でございます。地域がどうなっていくかというところが一番の問題でございます。皆さん方と続けてやっていけるようお願いしたいというふうにも思います。よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、これより2月総会を開会いたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日の欠席委員は3名いらっしゃいます。2番委員、6番委員、9番委員から欠席の届けをいただいております。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中16名でございます。定足数に達しておりますので、2月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務

めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程 1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 3 5 条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 それでは、議事録署名委員は 1 0 番、 委員、1 1 番、 委員を指名いたします。

日程 2、議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議について。

1 ページをお開きください。

本日審議していただく案件は 7 件となります。農地法第 3 条第 2 項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号 1 でございますが、北房の譲渡人、成年後見人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田 1 筆 2, 0 9 8 m²を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2 0 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

2 0 番推進委員 議長。

議 長 はい、2 0 番推進委員。

2 0 番推進委員 番号 1 について、去る 1 月 3 1 日に譲渡人の後見人の方と譲受人に立会いただき、現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細についてですけれども、譲渡人は体の都合で耕作することができないため、耕作をお願いしている譲受人に管理をお願いしていました。今回、譲渡人の成年後見人を通じまして無償で贈与したいというお話がありまして、譲受人と申請地の譲渡しの話がまとまり、譲受人が申請地を無償によって取得するというものでございます。続きまして、譲受人の耕作状況についてですけれども、譲受人は妻と 2 人暮らしで、水稻を中心に積極的に耕作に取り組んでいるところであります。譲受人と現地で話を聞いたところ、現在耕作している農地について、トラクター、田植機、コンバイン等、農作業に必要な一式の農機具を所有しておりまして、耕作することにおい

ては支障はなく何ら問題はないということを確認させていただきました。

以上のとおりでございますけども、農地の管理についてはほかに問題がないというふうに思われます。その他特に指摘すべき事項はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、市外の使用貸人が、落合の使用借人に、申請農地、田2筆2, 508㎡を、使用貸借による権利設定の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 議長。

議 長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 使用貸人と使用借人は近所で、使用貸人は市外に住んでおり、1月31日に使用貸人と使用借人に連絡をして、市外の使用貸人の人とは電話で話し、使用借人とは現地で話を聞きました。十何年前から同じ状況で借りて作っていましたが、契約の更新のために今回申請をしたものということでした。これからも同じように稲作をやっていききたいということで、何ら問題はないと思われます。よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆183㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんが今日は欠席されておりますので13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議 長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

3番につきまして、担当推進委員さんから報告書を受けておりますのでご報告させていただきます。

先月26日に譲受人より連絡があり、自宅に行き現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですけども、譲受人は現在ライスセンター事業を行っております。今回、事業の拡大に伴い農機具置場が狭くなり、置場を探していたところ、譲渡人の土地が長年未耕作地でありライスセンターの隣に隣接していることから、近所でもあり、今回話がまとまったものです。譲受人の耕作状況ですけども、譲受人は夫

婦、長男の3人家族であり、長い間ライスセンター、農作業受託を行い、水稲、花枝等を作付しており、農機具等も全て所有しており問題ないと思われます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆989㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議 長 はい、3番委員。

3番委員 番号4について説明いたします。

この譲渡人は市外に住んでおられて、元実家であります、すぐ近所におられる譲受人がこの農地を以前より管理しておりました。そういうことで、このたび贈与により譲受人に譲渡するものであります。譲受人は野菜などを熱心に栽培しており、今後とも営農を確実に進められると思えますので、問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田1筆577㎡、畑1筆146㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願います。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いいたします。

33番推進委員 議長。

議 長 はい、33番推進委員。

33番推進委員 33番推進委員です。

番号5につきまして、去る2月1日に譲受人と、また譲渡人は県外在住のため、本案件申請持参者である真庭市の実家在住の実の姉と両者立会いの下、現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は県外、茨城県水戸市に在住の会社員であります。譲受人は、これまで譲渡人の先々代より当該農地の耕作管理の依頼を受けて長年農地を利用しております。譲渡人は今後将来にわたり自ら農地を管理することは困難であることから、このたび譲受人に無償譲渡するものです。当該農地は田577㎡と畑146㎡の2筆で、譲受人が居

住の住宅に隣接する位置にあり、現在では季節野菜を栽培し農地管理をしております。譲受人の耕作状況等ですけれども、譲受人は妻と2人暮らし世帯で、夫婦で農業を営んでおります。経営農地は当該農地のほかに水稻を5反ほど耕作しており、農業機械も田植機、トラクター、管理機、草刈り機、その他経営に必要な農機具は所有しております。農繁期には県内に在住の長男や次男の手伝いも受けながら経営を行っておりますので、特に問題はありません。その他指摘事項等はなく、本所有権移転につきましてご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田2筆4, 971㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議 長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

1月31日に譲受人と現地確認を行い、詳細について話を聞きました。譲渡人は県外ということで電話で話を聞いております。譲渡人は父親が亡くなってから耕作ができないため、譲受人と譲受人の父とに耕作を委託しておりましたが、今後県外にいることから農業ができないので売買による話がまとまり、権利移転を行うものでございます。譲受人は会社勤めを行いながら父親と一緒に農業を行っており、トラクター、田植機、管理機、農業に必要な農具は所有しており、水稻の刈取り、乾燥調整は委託しておりますが、今後も耕作していくものと思われま。したがって、今回の権利移転については問題がないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号7でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、畑3筆1, 861㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、4番委員さんから説明をお願いいたします。

4番委員 議長。

議 長 はい、4番委員。

4 番委員 4 番です。

番号7について、去る2月1日に譲受人、譲渡人、双方は県外在住のため電話で聞き取り調査をし、現地を確認しました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は高校を卒業後、自衛隊に入り、長年にわたり全国を回り勤務してきました。対象農地は両親が野菜を栽培してきましたが、高齢で父が14年前、母が8年前に亡くなり、実家は空き家となりました。譲渡人は退職後、年3回程度帰宅し草刈りなど自己保全管理をしてきましたが、田舎に帰る意思はなく、不動産屋に売買の意向を伝えていたところ、譲受人とこのほど売買の話もまとまり、譲受人が家屋を含めて申請農地を取得するものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は現在県外の市街地に住み仕事をしておりますが、非農家ですが、自然豊かな田舎へ住んでみたいとの思いから、今お付き合いをしている方と2人で移住し、今年中に古民家の修繕を行い、来年から住み、家庭菜園から始めて、先には直売所にも出荷したいとのこと。必要な農機具も徐々に購入していき、十分に農作業に従事していくものと認められます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございました。

以上をもちまして地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

す。このたび米子自動車道の■■■■地内で施工するのり面修繕工事に伴い、申請農地、畑2筆1,050㎡のうち148.7㎡を、使用貸人（湯原）から借り受け、敷鉄板の敷設により工事用仮設道路用地として使用するため、一時転用申請するものです。農地区分ですが、1種農地と判断されます。一時転用期間ですが、令和8年2月12日から令和8年6月30日までです。転用に伴う費用ですが、敷鉄板の敷設費用として■■■■円となっており、資金の内訳として自己資金■■■■円で、当月期の決算書により資金の確認ができております。添付書類といたしまして、被害防除計画書のほか土地利用計画図等敷鉄板施工に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はないと判断しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、39番推進委員さんから説明をお願いいたします。

39番推進委員 議長。

議 長 はい、39番推進委員。

39番推進委員 39番です。

2月6日、使用貸人と使用借人、西日本道路公団の現場監督者と工事施工の監督者の立会いの下、現地確認を行いました。転用する詳細ですが、米子道ののり面の工事のための進入道路のために鉄板を敷設するものであります。申請地の位置ですが、■■■■小学校、■■■■から西へ400mの位置にあります。せえで、周辺の状況ですが、谷に入ったところなんで、東が谷、西が現場ののり面、せえで南が山、北が山です。よって、谷の奥なんで周辺農地への影響はないと思います。その他指摘事項もありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程 4、議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局主事 議長。
- 議 長 はい、事務局。
- 事務局主事 議案第 7 号、農用地利用集積等促進計画の公告について。
議案 5 ページをお開きください。
本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対する転貸によって貸借権設定を同時に行うもので、田 2 5 3 筆、畑 4 2 筆が貸借権設定されるものでございます。案といたしまして、令和 8 年 3 月 1 0 日付で公告の予定でございます。内容については全件とも問題ないものと考えます。
お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手をお願いいたします。
質疑はございませんか。
＜「質疑なし」の声＞
- 議 長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第 7 号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
＜「異議なし」の声＞
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 7 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程 5、報告第 3 号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程 6、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 それでは、報告第3号についてご説明いたします。

27ページをお開きください。

報告第3号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の2件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

続いて、報告第4号についてご説明いたします。

29ページをお開きください。

報告第4号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の4件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

議 長 報告第3号、報告第4号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前10時40分 閉会)

